

わが国の古代の赤米

小川 正巳*・猪谷 富雄

(県立広島大学生命環境学部)

(2012年9月1日原稿受付) / (2013年1月17日原稿受理)

Red Rice in the Ancient Times in Japan

Masami OGAWA and Tomio ITANI

要旨 飛鳥期、奈良期および平安期に当る、わが国の古代における赤米の実体を知るために史料類および現物に関する資料について調査し、考察を行った。古代の遺跡から出土した木簡を網羅的に調査したところ赤米を記した木簡が27点見出された。そして奈良期の正倉院文書からの3点の赤米関連の記事について考察した。また、東大寺正倉院保存の現物および平安期の現物などについての従来の調査を考察した。これらは、わが国の古代における赤米に関する記録、現物であるが、奈良期を中心とした古代において赤米が中部、北陸、近畿そして中国地方の広範囲において栽培され、平城京などの宮都へ貢納されていたことが明らかにされた。しかし、全体の米生産量に占める赤米の割合は全く明らかでなく、また、当時の赤米に対する価値観についてすなわち重要視・神聖視されていたのかあるいは逆に軽視されていたのかも不明である。

キーワード：赤米，古代，木簡，正倉院文書，東大寺正倉院，善水寺

赤米とは玄米の種子層に赤色系の色素を蓄積した米またはその稲のことである。在来稲の赤米は典型的な古い形質を有した米といわれるが、わが国の稲作史における実態は不明な点が多い。本報においては、日本史の歴史区分における飛鳥期から奈良期、平安期のいわゆる古代における赤米の状況について詳しく調査を行った結果を報告する。調査方法としては当時の赤米の史料および現物に関する資料を網羅的に取り上げを試みた。特に史料学的な考察には出土木簡、正倉院文書を使用した。また、赤米の現物については東大寺正倉院および平安期の近江国の善水寺の稲粳について考察した。このような調査・考察によって、赤米を通してわが国の古代の歴史の一端をうかがい知ることができた。

* 県立広島大学 客員研究員 (Visiting Researcher, Prefectural University of Hiroshima)

1. 木簡からみた古代の赤米

わが国の赤米に関する古い記録は飛鳥時代から奈良時代にかけての遺跡から出土する木簡にみることができる。本項は木簡からみた古代の赤米についてまとめたものである。

なお、後述するように奈良時代に赤米について記した文書は3点あるのに対し、飛鳥期から奈良期にかけての遺跡から出土した木簡のうち赤米関連を記したものは27点ある。したがって、この時期の赤米の状況を把握するためにはこれらの木簡（以下赤米木簡と記す）の記載内容を詳しく見てみるのが重要である。

赤米木簡については奈良文化財研究所の木簡データベースによった⁽¹⁾。それらから赤米木簡をまとめて、釈文とともに表1に示した。

表1. 赤米を記した木簡一覧⁽²⁾

○ 飛鳥京跡出土		
春赤米		
01	・ 戊寅年十二月尾張海評津嶋五十戸 ・ 韓人部田根春赤米斗加支各田部金	[尾張国]
○ 石神遺跡（明日香村）出土		
赤米		
02		「赤米」○米三斗
03	・ 出土三野国厚見評草田五十戸・□田部支田□赤米五	[美濃国]
○ 藤原京跡出土		
赤米		
04	建部郡小林赤米	
○ 平城京跡出土		
赤米		
05	山田郡建侶酒部板夫赤米	
06	・ 播磨国赤穂郡大原□・五保秦酒虫赤米五斗	[播磨国]
07	主大傳部君麻呂五斗赤米	
08	川上郷赤米	
09	□□□赤米《》	
10	国□郡□□□赤米五□	
11	但馬国養父郡老左郷赤米五斗/村長語部廣麻呂/天平勝宝七歳五月	[但馬国]
12	播磨国賀古郡赤米五斗	[播磨国]
13	賀茂郷赤米五	
14	・ 葦田郷赤米・□	
15	・ 丹生郡中津山里生部安倍赤米一石・和銅八年	[越前国]
16	赤米六斗/七月十一日	
17	・ 大辟里赤米五斗	[参河国]
	05～14,17は平城宮跡（05～10,17は平城宮造酒司跡）、15は長屋王邸宅跡、16は二条大路遺構。	
赤搗米、赤春米		
18	・ 氷上郡井原郷上里赤搗米五斗・上五戸語部身	[丹波国]
19	郷赤搗米六斗	
20	川人郷赤春米五	[丹波国]

- 21 □□里□□□□小目赤春米
 22 ・海部郷京上赤春米五斗・矢田部首麻呂○稻春
 23 丹後国竹野郡芋野郷姦部古与曾赤春米五斗 [丹後国]
 18～23は平城宮跡(18,20,22,23は平城宮造酒司跡).
 赤五斗
 24 楯田部由万呂赤五斗
 [平城京西大寺旧境内食堂院跡(右京一条三坊八坪)]
 ○ 宮町遺跡(紫香楽宮跡)出土
 赤春米
 25 丹後国加佐郡田辺郷赤春米五斗 [丹後国]
 ○ 中屋サワ遺跡(現金沢市,加賀国の古代荘園遺跡,8世紀末～9世紀初頭)出土
 赤米
 26 □部〈〉赤米五斗二升
 他に赤俵と記した木簡あり.
 ○ 石神遺跡(明日香村)出土
 赤俵
 27 ・川嶋五十・赤○俵

荷札木簡で送付元の明らかなものは最後に国名を記した.

・ ; 木簡の表裏に文字がある場合,その区別を示す.

□ ; 確認できる欠損文字.

《》 ; 欠損文字のうち字数が推定できるもの.

〈〉 ; 欠損文字のうち字数が推定できないもの.

○ ; 文字が書かれていない空き.

「」 ; 異筆・追筆.

/ ; 割書の始まり.

参考資料 ; 奈良文化財研究所 木簡データベース.2013.

木簡の赤米は赤米の表記以外に春赤米・赤搗米・赤春米そして赤五斗および赤俵と表記されているものを選んだ. なお, 搗米・春米とは搗精した米, 赤五斗とは赤米五斗, 赤俵とは赤米が詰め込まれた俵と解釈した. また, 01および23においては春の異体字として春が, 25においては春が使用されていた.

木簡は出土する地点によって宮都木簡と地方木簡に大別される. 宮都木簡の代表的なものは藤原宮跡・平城宮跡・平城京跡などから出土するものである. これらには諸国から宮都への貢進物などに括り付けられた荷札木簡や宮内の諸宮司および京内の貴族邸宅で記録のために使用された木簡などがある. 他方, 地方木簡には大宰府跡・多賀城跡や国府・郡家・里家・駅家などの地方の遺跡から出土するものである.

27点の赤米木簡のうち26点は宮都木簡で, そのほとんどは諸国から宮都の飛鳥京・藤原京・平城京などに貢進された調庸物に付けられた荷札木簡と推定される. 宮都木簡のうち平城京跡から20点が出土し, 最大である. そのうち17点は平城宮跡からのものである. さらにそのうち11点は平城宮内造酒司跡からのものであることが注目される⁽²⁾. 造酒司は宮中で使用する酒・酔・醴などを醸造することを司る役所であった. その施設内の大型井戸遺構および排水路跡から出土した木簡で, 原料としての米に関する記載のあるものは31点あるが, そのうち11点が赤米・赤搗米・赤春米など赤米関連である(表2).

表2. 造酒司遺構から出土した木簡にみる貢進米⁽²⁾

No. (表1のNo.)	料米	貢進元		
		国	郡	郷
01	酒米			
02	酒米	尾張	中嶋	石作
03	御酒米			両村
04 (05)	赤米		山田	
05	米	(尾張)	山田	山口
06 (18)	赤搗米	(丹波)	氷上	井原
07 (23)	赤舂米	丹後	竹野	芋野
08 (06)	赤米	播磨	赤穂	大原
09	舂米	美作	勝田	豊国
10	白米	備後	御調*	諫山
11	舂御酒米			八弁
12	酒米	(紀伊)	那賀	荒川
13 (07)	赤米			
14	米			
15 (08)	赤米			川上
16 (20)	赤舂米	(丹波)	(桑田)	川人
17	米			
18	舂米			
19	酒米			
20 (09)	赤米			
21	米			
22 (10)	赤米			
23	米			
24	米			
25	米			
26	米			
27	米			
28 (17)	赤米	(参河)	(渥美)	大壁
29	須(酒カ)米	丹後	丹波	大野
30 (22)	赤舂米			海部
31	白米	美作	英多	

No. 01-29; 遺構番号 SD3035, No. 30; 遺構番号 SD3050, No. 31; 遺構番号 SE15800.
御調*; 御調郡=沼隅郡。

空欄は未記載。(〇〇)は他の記載内容から確定。

本表は『平城宮木簡 二』(1975)を参考にして、追記・改変した。

赤米が神聖視あるいは特別視されていたかどうかは別にして、当時赤米が造酒に大いに利用されていたことが伺える。

また、表1に示したように、赤米の送付元で明らかに判明できる国として、尾張・参河(三河)・美濃・越前・播磨・但馬・丹波・丹後があり、赤米の生産が広範囲に諸国で行われていた。なお、これらの諸国のうち、播磨・丹波・丹後が各々2点、他国は各々1点である。

他方、地方木簡が1点あり、加賀の荘園遺跡出土のものである。しかし、宮都木簡、地方木簡いずれにせよ、普通米を記した木簡に比べて赤米木簡の出土数は極めて少ない。また、不思議なことに長岡京跡・平安京跡からは全体として出土木簡が少なく、さらに赤米木簡は全く知られていない。

赤米木簡のうち代表的なものを以下に少し詳しくみてみよう。なお、木簡データベースには各木簡の記載内容に関する出典が記されているので、本論においては特記しないかぎり出典を省略した。

1-1. 播磨国の木簡

平城宮跡で出土した木簡の1点に次のように記されたものがある。

(表) 播磨国赤穂郡大原口

(裏) 五保秦酒虫赤米五斗

(151×27.3mm)

() 内は木簡の縦および横の長さ。以下同様。

□は欠損しているが、“郷”の文字と推定できる。播磨国赤穂郡大原郷は現在の兵庫県赤穂市^{うねほら}有年原周辺に当たり、この木簡は大原郷内の^{ごほ}五保の^{ほちゆう}保長の秦酒虫が責任者として5斗の赤米を都へ^{にふだ}貢納する際につけた荷札木簡である。

なお、五保とは律令制のもとでの5戸を一組とした末端の行政組織で、1人の^{ほちゆう}保長を置き、相互扶助や治安・徴税に関して連帯責任を負わせた。

さて、平城宮跡から出土した次の荷札木簡にも播磨国からの赤米が記されている。

播磨国賀古郡赤米五斗

(172×25.4mm)

しかし、記載内容はこのように極めて簡単で、播磨国賀古郡からの赤米5斗とあるだけである。播磨国賀古郡は現在の兵庫県加古川市および高砂市付近に当たる地域である。

出土木簡は種々に分類されるが、その一つの荷札木簡とは次のようなものである。

古代に地方から中央の役所への貢納物に荷札が付けられたが、これが荷札木簡(貢進物木簡、貢進物付札)である。荷札木簡には送り主の所在・氏名、貢進物の品目、その数量さらには日時などが記載されている。そのため、出土木簡から古代の地名や貢納物さらには納税形式などの一端を知ることができる。

1-2 越前国の木簡

平城京内の長屋王邸宅跡から出土した木簡に次のようにある。

(表) 丹生郡中津山里生部安倍赤米一石

(裏) 和銅八年

(195×22.3mm)

これは和銅8年（715年）に越前国丹生郡の中津山里の生部安倍が赤米1石を長屋王邸へ貢納した際の荷札木簡である。生部安倍という人物はおそらく中津山里の里長であったのだろう。

なお、里長とは律令制下の地方行政区画の最小単位である里の長のことである。和銅8年と同年の年号が変わった霊龜元年（715年）に里は郷に改められ、郷には2から3の里が置かれた。里長あるいは郷長は律令制の末端組織である里（郷）の長で、郡司の管理下にあり、徴税や出挙の管理などを職務とした。

丹生郡の中津山里は中山里とも呼ばれ、現在の福井県越前市中津山町付近に当たる。この丹生郡一帯には奈良時代初期に長屋王が支配する荘園が展開していたと思われる。なお、丹生郡内の各地から長屋王邸への荷札木簡には単に米と記されたもの以外に白米および玄米を意味する黒米と記されたものが多数あり、赤米木簡は1件にすぎない。この赤米木簡と記載形式が類似したものに次のものがある。

(表) 丹生郡中山里白米一石

(裏) 和銅七年 福長国万呂

(139×21.3mm)

これでは中津山里の代わりに中山里とあり、白米1石が和銅7年（714年）に福長国万呂という人物によって貢納されたことが判る。

これらの木簡が出土した長屋王邸は平城宮の東南角に隣接し、都でも一等地に位置し、約3万平方メートルの面積を有する大邸宅であった。出土した厩大な木簡などから奈良時代の高級貴族の生活を知ることができることは周知のとおりである。

1-3. 但馬国の木簡

平城宮跡で出土した木簡に次のように記されたものがある。

但馬国養父郡老左郷赤米五斗

村長語部廣麻呂

天平勝寶七歳五月

(277×26.6mm)

これは但馬国養父郡老左郷（現在の兵庫県養父市八鹿町小佐周辺に当たる）から赤米5斗が都へ貢納された際の荷札木簡である。村長の語部広麻呂が貢納品の責任者で、時期は天平勝宝7年（755年）5月である。なお、村長とは前述の郷長のことであろう。また、語部とは本来は古伝承を語り伝え、公式の場で奏することを職掌とした部民であるが、奈良時代には形式化し、単に肩書として使用されていたようである。

律令制のもとでは郷（里）よりさらに末端の行政組織が5戸を一組とした五保があったが、これについては後述する。

1-4. 美濃国の木簡

奈良県明日香村飛鳥の石神遺跡は飛鳥期から藤原京にかけての遺跡であるが、そこから出土し

た木簡に次のように記されている。

(表) 三野国厚見評草田五十戸

(裏) □田部支田□赤米五

〔(145)×22.5mm〕

□は欠損は欠損した文字。後者の□は“春”の可能性がある。

まず、古代の地方行政区分について見てみる。飛鳥期頃の地方行政区分は国・評・五十戸であった。大宝律令が施行された大宝元年(701年)には行政区分の「国郡里制」ができあがった。すなわち、評は郡へ、五十戸は里となり、国・郡・里制が成立した。その後霊亀元年(715年)の「郷里制」により里は郷と変わり、郷の下に2から3の里が置かれた。里は天平12年(740年)頃廃止された。したがって、それ以後は国・郡・郷の行政区分である。

7世紀後半の飛鳥期の上記木簡は三野国厚見評草田五十戸すなわちその後の地名で言うと美濃国渥見郡皆太郷から責任者の□田部支田によって赤米5斗が飛鳥の中央政府へ貢納された際の荷札木簡と考えられよう。貢納品の赤米は搗(春)いて精米にした赤米であった可能性が高い。

草田という地名については平城宮跡の出土木簡に美濃国厚見郡草田郷と記載されたものがあり、また天平勝宝2年(750年)の正倉院文書『美濃国司解』にも厚見郡草田郷がある。カヤタと読まれたであろう草田はその後皆太となり、平安中期の『和名抄』には皆太郷として記載されている⁽³⁾。この地は現在の岐阜市早田に比定されている。

1-5. 丹波国の木簡

平城宮の造酒司跡から出土した木簡に次のように記されたものがある。

(表) 氷上郡井原郷上里赤搗米5斗

(裏) 上五戸語部身

(190×30.5mm)

まず、この木簡の出土地の宮内省の造酒司とは平城宮の東方官衙地区に位置し、主な職務は前述したように酒・酢・醴などの醸造を司ることであった。この造酒司跡からは石敷きで囲まれた直径140cmの井戸が発掘された。この大型井戸は六角形の覆屋を有し、特別な酒の醸造に使用されたらしく、現在では六角形の屋根が復元され、その下には井戸の遺構模型が展示されている。

この井戸からの排水路が造酒司の西辺に南北溝として掘られていた。これは少しずつ位置をずらして何度か掘り直されたようである。それらの遺構から数百点の木簡が出土している。その1点が上記の赤米木簡である。

これは丹波国氷上郡井原郷上里(現在の兵庫県丹波市山南町井原周辺)から語部身によって赤搗米すなわち搗いた赤米5斗が貢納された際に付いていた荷札木簡である。都への貢納品の赤搗米5斗は造酒司へ運ばれ、酒の製造に使用されたのであろう。

木簡に記された上五戸とは前述の五保の長のことであろう。すなわち、五保の長の語部身が責

任者として貢納したと理解できる。5家による5斗，しかも都までの運搬を含めた労役の負担は当時の農民に非常に過酷なものであったに違いなかった。

なお，当時の斗量は現在のものとは異なり，現在の定説では当時の1斗は現在の0.4斗に当たる。したがって，当時の5斗の米は現在の2斗で，約30kgである。現在の2斗に当たる5斗入り俵が当時一般に運送の際に1人が運ぶもので，他方馬に運ばせる駄量の1駄とは3俵（現在の6斗）となる。

当時貢納物を徒歩で都まで運ぶ農民（人夫）を運脚うんきやくと叫ぶが，一人の運脚によって貢納米を背負って地方から都へ運んだのである。五保の中から運脚がどうして選ばれたのか定かでないが，五保の内では貧農の家が米の供出の代わりに運脚になり，往復に必要な僅かな食糧と手数料を得て，役を果たしていた可能性も大いに考えられよう。

1-6. 丹後国の木簡

聖武天皇し がらぎのみやの紫香楽宮と推定される，滋賀県甲賀市信楽町の宮町遺跡から多くの木簡が出土している。そのなかの1点に次のように記されたものがある。

丹後国加佐郡田辺郷赤春米五斗 (172×16.4mm)

現在の京都府舞鶴市の南部の伊佐津川・高野川流域に当たる丹後国加佐郡田辺郷から5斗の赤春米が貢納された際に付いていた荷札木簡である。時代は今から約1,270年前の奈良時代中期すなわち8世紀中頃である。この赤春米とはおそらく赤米を搗（舂）いたものであろう。

天平12年（740年）聖武天皇は平城京からく にきょう恭仁京（現在の京都府木津川市加茂町）へ遷都した。2年後には近江国甲賀郡紫香楽村に離宮として紫香楽宮を造営して，しばしば行幸した。しかし，その後天平16年（744年）には難波京への遷都を経て，翌年の天平17年には都は平城京へ戻された。

さて、『続日本紀』によると天平15年10月に「東海・東山・北陸三道の25カ国の今年の調庸をみな紫香楽宮に貢らしむ」との詔が発せられ，またその年の12月には恭仁京の造営が停止された。したがって，上記の木簡に記す赤春米は紫香楽宮へ直接貢納されたものかあるいは恭仁京へ送られたものが紫香楽宮へ転送されたものであろう。

丹後国からの赤米木簡はもう1点ある。平城宮のぞうしゆし造酒司跡から出土した木簡で次のものである。

丹後国竹野郡芋野郷姦部古与曾赤春米五斗 (336×17.4mm)

ここで春とは舂の代字であるので赤春米と読める。現在の京都府京丹後市弥栄町芋野に当たる丹後国竹野郡芋野郷からうぬべ こよそ姦部古与曾によって舂（搗）いた赤米5斗が貢納された際の荷札木簡である。

1-7. 尾張国の木簡

飛鳥京跡の苑池遺構すなわち飛鳥浄御原宮にあった苑池という庭園の遺構は『日本書紀』にある白錦後苑に当たるとされる。わが国最古の本格的な庭園遺構であろう。ここから出土した131点の木簡のうち解読できた23点が2002年に報告された⁽⁴⁾。その中には漢方薬の配合を記した1点を含む薬に関したものの3点、米に関したものの9点などがあった。米関連のうち1点の荷札木簡には次のように記されている。

(表) 戊寅年十二月尾張海評津嶋五十戸

(裏) 韓人ア田根春赤米斗加支各田ア金 (234×35.6mm)

戊寅年は天武7年(678年)に当たり、本木簡は赤米木簡のうち年代が明らかな最古のものである。アは部の略字、春は春の代字であるので、この文の大意は次のとおりである。

天武7年(678年)12月に尾張国海評津嶋五十戸から津嶋五十戸の長の韓人部田根が搗(春)いた赤米を貢納する。その際の検収の責任者は額田部金である。

この木簡が作られた時期の地名は前述したように国・評・五十戸で表記されたが、少し後の時代なら尾張国海部郡津嶋里(現在の愛知県津島市に当たる)である。また、斗加支とは斗搔きまたは概でもあり、穀類を枡で計る際に枡の上面の盛り上がった部分を平らに均す小さな捧のことである。木簡に記された斗加支とはそれを使って赤米を正確に秤量することあるいはそれに携わる検収者を意味しているであろう。なお、他の多くの荷札木簡には5斗などと貢納米の数量が記されているが、ここにはその記載が無い。

後述するように、この56年後の天平6年(734年)の正倉院文書『尾張国正税帳』には尾張国から都の大炊寮へ約100石という大量の赤米が酒造用に貢進されたことが記されている。

1-8. 赤俵とは赤米の入った俵か

奈良県明日香村の石神遺跡から出土した、飛鳥期の木簡の表裏に次のように記されたものがある。

(表) 川嶋五十

(裏) 赤俵 (77×21.3mm)

『評制下荷札木簡集成』⁽⁵⁾の解説にしたがい、この木簡について見てみたい。完全に消滅した文字が多いが、表面の“川嶋五十”に続いて“戸”があるはずで、“川嶋五十戸”となる。飛鳥時代の7世紀後半の行政組織を表す用語の五十戸については既述したとおりである。五十戸を記す木簡は100点余り知られているが、1-7に記した木簡と同様に本木簡もその一つである。さて、“川嶋五十戸”はすぐ後の時期の川嶋(川島)郷に当ると考えられる。“川嶋郷”は山城国・阿波国にあり、“川島郷”は陸奥国・阿波国・筑前国にあり、また『尾張国風土記』には尾張国葉栗郡河沼郷川嶋村もあるので、木簡の“川嶋五十戸”はそれらのいずれかの国に属することにな

る。

裏面の“赤俵”の赤と俵の文字間が少し空いているが、赤米が入った俵を意味すると考え、ここでは赤米木簡として取り上げた。白米一俵、俵五斗、俵一石など“俵”の文字が記された木簡は200点以上出土しているが、“赤俵”と記されたものはこの石神遺跡出土の1点だけである。

7世紀の飛鳥時代に赤米の貢進を記録した荷札木簡は尾張国および美濃国からの2点さらに貢進元が不明であるが石神遺跡からの1点があるので、ここに取り上げた木簡を赤米木簡とすると4点目の木簡となる。

1-9. 加賀国の地方木簡（中屋サワ遺跡）

近年金沢市西部の中屋サワ遺跡から新たに赤米を記した木簡1点が出土した。本木簡の形状は上端が山形をなし、下端が剣先状で、厚さ3（mm）である。

□ 部 〈 〉 赤米五斗二升（138×17.3mm）

□ は欠損1文字、〈 〉 は字数が確認できない欠損文字。

この赤米木簡は宮都木簡とは異なり、地方の荘園跡で出土した地方木簡である。木簡の上半分は完全に判読ができないが、人名が記載されていた可能性が高いという⁽⁶⁾。これは地方において荘園管理に関連した品物のラベルに相当する木簡、すなわち荘園を管理する建物である荘家において赤米の量目を確認し、記載した後に廃棄された、付札木簡であった。この中屋サワ遺跡近くの上荒屋遺跡からはこれに類似した木簡、すなわち人名+米の種類+米の量を記した木簡が10点以上出土している。そこでの米の種類とは白米、黒米あるいは単に米と記したものである。

なお、中屋サワ遺跡からはこの赤米木簡以外に荘園の耕作権者の氏名と田の面積などが記された文書木簡およびひらがなを練習した習書木簡も出土している⁽⁷⁾。

この加賀国の古代荘園遺跡の近くでは8から9世紀にかけての奈良の東大寺領の「横江荘」の遺跡が発掘されている。現在の石川県白山市横江町に当たる地域である。

1-10. 補記（朝鮮半島の赤米木簡）

上述したようにわが国の赤米に関する記録が飛鳥期から奈良期の遺跡から出土した木簡にある。これらの赤米木簡以前すなわち7世紀前半以前については現物を含めてわが国の赤米に関する史料は全く知られていない。わが国への稲の渡来時あるいは弥生時代の稲作に赤米がかなりあったという説が巷間に流布しているが、今後学問的に解明されるべき課題である。

古代中国でも文字などを書き記した木あるいは竹の札すなわち木簡や竹簡が使用されていたが、赤米木簡（竹簡）は知られていない。しかし、最近韓国の百濟時代の遺跡から出土した木簡の一つに赤米が記されていることが明らかにされた⁽⁸⁾。墨書で「太公西美前部 赤米二石」とあり、下部の左右に紐で結びつけるための切り込みがある木簡である。ここに記された“前部”とは当時の百濟の首都の行政区分の一つであるという。したがって、（地名）+赤米+（量）が記され、

わが国の赤米木簡と記載形式は類似し、赤米が入った容器に付けられた付札木簡の一種と考えられよう。

古代に百済とわが国は密接な関係にあり、仏教をはじめ大陸の多くの文化や事物が百済を通してわが国へ伝来し、また百済からの多くの渡来人が移住したことがよく知られている。百済の赤米木簡は6～7世紀前半頃のものとして推定されることからわが国の飛鳥期の赤米木簡の一時代前のものと考えられる。わが国の赤米の歴史を考える上でも今後百済遺跡から出土する木簡からは目が離せない。

2. 正倉院文書にみる赤米

奈良の東大寺正倉院に伝来した8世紀の文書すなわち『^{しょうそういんもんじょ}正倉院文書』には赤米関連の記載として次のようなものがある。

天平2年(730年)の『^{おおやまとくにしやうぜいしやう}大倭国正税帳』に大和国の^{へぐり}平群郡・^{しきのしも}城下郡・^{やまべ}山辺郡・^{そまかみ}添上郡において産した赤春米が貢納された様子が記されている⁽⁹⁾。

同じく天平6年(734年)の『^{おしちやく}尾張国正税帳』には次のようである⁽¹⁰⁾。

納大炊寮酒料赤米貳佰伍拾玖斛 充顯稻伍仟壹佰捌拾束

前半の部分の意は尾張国から現在の約100石に当たる赤米259斛(石)が酒造りに用いられ都の大炊寮に納められたとあり、後半には259斛(石)は^{えいとう}顯稻の5,180束に充てるとある。この顯稻とは穂首付近で刈り取った、稲穂が付いた状態のもので、単位は把・束で、1束=10把であった。また、1束から稲穂として1斗、そこから米が5升得られる規定であったので、1把からは米0.5升(5合)ということになっていた。したがって、上記の赤米259石=25,900升を5,180束に充てたというわけである。なお、当時の1石は現在の0.4石、1升は0.4升にあたりとされるので、当時の259石は現在の約100石、15トンに当たる。ところで、顯稻の単位の把には片手で握るという意味があり、1把とは本来それに由来する単位であった。2把すなわち2握りの稲穂から米1升(現在の0.4升=4合)が得られたということであろう。

赤米の貢納に関する2点の正税帳について記したが、この正税帳とは諸国の国司が1年間の正税の出納を記載し、中央政府へ報告した決算帳簿のことである。なお、宮内庁に属した大炊寮とは諸国からの米・雑穀を収納し、諸官庁へ分配することを司った役所である。

前述したように、赤米木簡が平城宮内の造酒司跡から出土していることとも関連して、このように尾張国から大量の赤米が酒造りに貢納されていたことは興味深い。

赤米を記したこれらの2点以外に、天平宝字3年(759年)の『^{えつぜんこくすけふねしやう}越前国足羽郡書生鳥部連豊名解』には次のようである⁽¹¹⁾。

合柒斛伍斗 赤六石五斗
黒一石五斗

これは越前国の足羽郡^{あすわ}の下級官人である書生の鳥部連豊名が都へ米を送付することを報告する文書であるが、“合わせて7斛（石）5斗，赤6石5斗，黒1石5斗”とある。ここで赤とは赤米の玄米，黒とは黒米すなわち白色系の普通米の玄米と考えられよう。

『正倉院文書』において赤米が記されているのは上記の3点だけである。『正倉院文書』には単に米だけでなく粳米・糯米・凡米・白米・黒米・粉米・糠米・新米・古米・去年米などと記したものが多数あり⁽¹²⁾，これらのほとんどは白色系の普通米であろう。これらに比べて赤米（赤春米）と明記しているものは上記の3点だけと極めてわずかである。

3. 東大寺正倉院の稲朶は赤米か

東大寺正倉院に保存された稲朶の一部が赤米なのではないかと人々が注目したのは昭和30年代に『稲作研究会』の記録が刊行された時であった。それは昭和23年（1948年）から行われた正倉院宝物の薬物調査に穀物の専門家として参加した浜田秀男および細野重雄の発言の記録であった⁽¹³⁾。浜田は薬塵^{やくじん}中の穀物を調査し，稲朶について“私が見たのは先がはじけて，非常に色が濃くて，赤米ではないかと想像する。先がわかれておるところを見ると，きわめて色の濃いものが出ておる。”と言い，一方細野も“一，二露出したコメは飴色半透明となっておりました。”と発言している。なお，薬塵とは薬物の多くに混在していた夾雑物のことで，それまでの調査で得られた薬塵がまとめられて，保存されていた。本調査においてその中から作物の種子が選別され，調べられたのである。

このことから正倉院には赤米が保管されていると一部で考えられてきた。しかし，浜田は学術論文ではより慎重に“長期間貯蔵のために，朶も玄米も褐色または黒色に着色し，赤米であるかそうでないかは不明である。”としている⁽¹⁴⁾。この正倉院薬物の学術調査の全体をまとめた，詳細な最終報告書においても同様な結果を報告している⁽¹⁵⁾。結論として正倉院保管の稲朶は赤米であるのかどうかは明らかでない⁽¹⁶⁾。

なお，207粒の稲朶は形状から17%の長粒，33%の中粒，50%の短粒の3群に大別された。朶の長さとの比率すなわち長さ/幅は長粒 2.37 ± 0.068 ，中粒 2.05 ± 0.08 ，そして短粒 1.82 ± 0.020 である。各群の朶について芒の有無^{のき}，稃毛^{ふもう}の分布状態そして色調が詳しく調べられた。全ての朶殻が褐色から濃褐色であると同様にその内部の玄米の表面もまた黒色から黒褐色を呈していた。一部を針先でかきとり，胚乳内部を見ると白色であるが黒斑を有し，ヨード反応からは梗^{うるち}であることが判明した。なお，これらの稲朶の写真は佐藤敏也の『日本の古代米』⁽¹⁷⁾にも収められている。

正倉院の稲朶は薬塵中の他の作物の粟，黍，蕎麦，小麦，大麦，大豆などの種子とともに1,250年余りに薬物に伴って中国大陸からもたらされたものなのか，あるいは当時わが国で生産されたものだろうか。それとも後世に献納され，保管されてきたものであろうか。作物の種子が薬塵に含まれた経緯は謎である。放射性炭素による年代測定や遺伝子分析など最新の科学技術によって，今後新知見が得られることを期待したい。

4. 平安時代の赤米

平安時代の史料には赤米を記述したものは全く見あたらない。食べ物についてかなり詳細な記録がある『延喜式』にも赤米についての言及は全くない。

平安中期の『うつほ物語』および『枕草子』に赤米についての記載があるとする説があるが、誤りである。前者には“赤き御粥一桶”とあるが小豆粥のことであろう。また、後者については『枕草子』の“八月つごもり”の段に著者が広隆寺への参詣の際に見た稲刈りの様子が記され、その中に“これは男どもの、いと赤き稲の本ぞ青きを持たりてかる”との記述がある。この“いと赤き稲”は他の古典や史料類の“赤い稲”，“赤稲”と同様に“赤い稲穂を有した稲”のことであって、赤米とは言えない。在来稲では穂色が赤色、赤褐色あるいは黒色を呈しているものは珍しくない。したがって上記の意味は“男達が非常に赤色を呈した稲穂の稲をまだ青い（緑色の）地際のところを持って刈り取る”ということであろう。赤米であるかどうかは稲体の外観からはまったく分からないのである。

他方、平安時代の赤米の現物が1件知られている。滋賀県湖南市の善水寺の薬師如来像の胎内に保存された稲粃である^(18,19) (写真1)。



写真1. 滋賀県湖南市の善水寺の稲粃
 (上図) 稲粃および (下図) 左7粒は稲粃、右2粒は玄米

この稲粃は放射性炭素年代測定により、約1,000年前のものとされ⁽²⁰⁾、仏体内にあった正暦4年(993年)の願文から推定の年代とほぼ一致した。この善水寺の仏像からの稲粃の一部は赤米とされ、専門家の間でも貴重な試料とされてきた^(21,22)。現在、この稲粃のDNA分析が行われ、他の在来稲との遺伝子レベルでの系譜が明らかにされようとしている⁽²³⁾。

引用文献

1. 奈良文化財研究所 ホームページ. 木簡データベース. 2013. 2013年1月22日時点で49,173点の木簡が収録されている。
2. 小川正巳・猪谷富雄 赤米こぼれ話 [その14]. 農業および園芸 87:506-513 (2012).
3. 日本歴史地名大系 第21巻 岐阜県の地名. 平凡社. 1989.
4. 奈良県立橿原考古学研究所編 飛鳥京跡苑池遺構 調査概報. 学生社. 2002.
5. (独)文化財研究所・奈良文化財研究所 評制下荷札木簡集成. 2006.
6. 木簡研究 29:165 (2007).
7. 木簡研究 25:147-149 (2003).
8. 正倉院文書研究会 ホームページ. 2011年1月12日.
9. 大日本古文書 編年文書之一. 東京大学出版会. 1901. 398,405,408,411頁 (復刻本;1998).
10. 大日本古文書 編年文書之一. 東京大学出版会. 1901. 608頁 (復刻本;1998).
11. 大日本古文書 編年文書之四. 東京大学出版会. 1903. 366-367頁 (復刻本;1997).
12. 関根真隆 奈良朝食生活の研究. 吉川弘文館. 1969. 14-22頁.
13. 柳田國男ら 稲の日本史 上. 筑摩書房. 1969. 119,226頁.
14. 浜田秀男 正倉院薬塵中の稲もみ及び大豆の形質について. 日本作物学会紀事 23:276 (1955).
15. 浜田秀男 薬物中に発見せる初めの形質に就いて. 1955 (朝比奈泰彦 編 1955, 正倉院薬物. 植物文献刊行会. 430-433頁, P1.30A-E 薬塵).
16. 小川正巳・猪谷富雄 赤米こぼれ話 [その10]. 農業および園芸 85:791-800 (2010).
17. 佐藤敏也 日本の古代米. 雄山閣出版. 1971. 63頁.
18. 加藤茂苞 稲の種類改良に就て. 愛知県農会報 155:1-46 (1911).
19. 小川正巳・猪谷富雄 赤米の博物誌. 大学教育出版. 2008. 92-95頁.
20. 中村俊夫 名古屋大学タンデロン放射性炭素年代測定結果報告書 (1998.1.25).
21. 盛永俊太郎 日本の稲—改良小史—. 養賢堂. 1957. 図版 II および2-3頁.
22. 渡部忠世 稲にこだわる. 小学館. 2000. 58-60頁.
23. 大越昌子ら 2012 (私信).

Summary

We surveyed documents for descriptions on red rice in ancient Japan. We found descriptions on red rice on 27 wooden writing tablets excavated from the ruins of the late 7th and the 8th century and 3 documents from the Shosoin in Todaiji Temple in the 8th century. Judging from these documents, it was proved that red rice was cultivated in the ancient days in a wide region covering the Central, Hokuriku, Kinki and Chugoku Districts, and presented to the government. However, we could not determine the ratio of production of red rice to whole rice or whether red rice was regarded as important and sacred or not in those days. Ancient grains of rice preserved in the Shosoin in the Todaiji temple, and those in the Zensuiji temple in about the 10th century were also discussed.